

## 今月のコンテンツ

### [ 経営のお役立ち情報 ]

- I. 第二次補正予算成立で拡充された施策について
- II. 新規・つなぎ融資、借換えの際の留意点
- III. 助成金や給付金に税金はかかるのか？

### [ 今月のトピックス ]

- ・厚生労働省情報コーナー
- ・今月お役立ちホームページ
- § 持続化給付金に関するお知らせ

## I. 第二次補正予算成立で拡充された施策について

### —— 新型コロナウイルス感染症に関連する助成金 ——

新型コロナウイルス感染症の影響は、日を迫うごとに大きくなっています。そのため、政府は新型コロナウイルス感染症対策として第二次補正予算を組み、支援策を充実させました。この第二次補正予算に組み込まれ、拡充された助成金の概要をとり上げてみました。

#### ■雇用調整助成金の拡充

雇用調整助成金は、事業活動の縮小に伴い、従業員を一時的に休業させるとき等に支給される助成金であり、新型コロナウイルス感染症の対応において、これまで何度も制度の変更が行われてきました。そして今回、もっとも見直し要望が強かった1日あたりの上限額が8,330円から15,000円に引上げられました。

併せて解雇等をせずに雇用の維持に努めた中小企業主に対する助成率が10分の9から、10分の10(100%)に引上げられました。

その他、2020年4月1日から6月30日となっていた緊急対応期間が、9月30日まで延長され、この期間を1日でも含む判定基礎期間について上限額および助成率の引上げが行われます。

#### ■小学校休業等対応助成金の拡充

新型コロナウイルス感染症で小学校等が休業となることに伴い、子供の世話をする必要のある従業員に対し、特別有給休暇を取得させた事業主には小学校休校等対応助成金が支給されます。この助成金も1日あたりの上限額が8,330円から15,000円に引上げられました。対象は4月1日から9月30日までに取得させた休暇です。

### ■妊婦に対する休暇支援助成金の創設

新型コロナウイルス感染症により、妊娠中の女性が肺炎にかかったときには重症化するおそれがあります。そのため、母性健康管理措置として休業が必要とされた妊婦中の従業員に特別有給休暇を取得させる事業主に対し助成金が創設されました。

この助成金は、両立支援等助成金の一つであり、対象労働者1人あたり合計5日以上20日未満の休暇を取得させる時には25万円が支給され、以降20日の休暇を取得させるごとに15万円が加算されます（上限額：100万円）。

### ■介護する従業員に対する休暇支援助成金の創設

新型コロナウイルス感染症により、従業員の家族が利用している介護サービスも停止されることがあります。そのため、家族の介護を行う従業員に対し、育児・介護休業法の介護休業とは別に、特別有給休暇を取得させる中小企業事業主に対する助成金が創設されました。

この助成金も妊婦に対する休暇支援助成金と同様、両立支援等助成金の一つのコースであり、対象労働者1人あたり合計5日以上10日未満の休暇を取得させる時は20万円が支給され、合計10日以上以上の休暇を取得させる時には35万円が支給額となります。

## Ⅱ. 新規・つなぎ融資、借換えの際の留意点

— 新型コロナウイルス第2波・第3波を念頭に置いて —

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で、中小企業の資金繰り対策が急務となる中、金融庁や中小企業庁などは金融機関に対して、融資における柔軟な対応を要請しています。しかし、起業がスムーズに融資を受けるには、直近の試算表などの提示とともに、必要資金額とその用途の説明が必要です。

### ■民間金融機関の実質無利子・無担保融資が拡大

中小企業者のための資金繰り支援策が強化されています。日本政策金融公庫等による新型コロナウイルス感染症特別貸付は、当初3年間の利下げ限度額を拡充（国民事業4,000万円、中小企業・商工中金等2億円）するとともに、融資限度額についても国民事業が8,000万円、中小企業・商工中金が6億円に引き上げられます。また、日本政策金融公庫等の新規融資とあわせて既往債務の借換えを可能とし、実質無利子の対象になります。

「民間金融機関での実質無利子・無担保融資」については、融資上限額が4,000万円に引き上げられます。これは、国が補助を行う都道府県等による制度融資において、セーフティーネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかを利用した中小規模・個人事業者を対象に、要件を満たせば、保証料・利子の減免が行われる制度です。

申請にあたっては、金融機関においてワンストップで対応し、迅速に手続きが行われます。また、保証の認定書について、令和2年1月29日から7月31日までに認定を取得した事業者は、認定書の有効期限が令和2年8月31日まで延長されます。

### ■金融庁などからの金融機関への要請

金融庁や中小企業庁では、金融機関に対して、融資を希望する事業者に対して、画一的な対応をすることなく、次のようなニーズに応じた迅速かつ柔軟な対応を要請しています。

#### 【金融庁などから金融機関への要請】

- ・ 既往債務についての返済猶予等の条件変更や借換えの要望に対して迅速かつ柔軟に対応すること
- ・ 新規融資について、金融機関が担保や保証徴求の弾力化を含めた緊急融資制度の積極的な実施をはじめ公的金融機関との連携について迅速かつ柔軟に対応すること
- ・ 日本政策金融公庫の融資実行や各種給付金の支給等までに必要なつなぎ融資などを積極的に行うこと
- ・ 実質無利子・無担保融資における金融機関でのワンストップ手続きを迅速に対応すること

### ■資金使途や事業の状況説明が重要

金融庁などからの要請があっても、現実的には金融機関が一律に迅速かつ柔軟に対応してくれるとは限らないでしょう。金融機関の立場にたてば、融資した資金が事業活動に正しく使われ、きちんと返済されることが何よりも重要なことです。

したがって、金融機関が判断しやすい資料等を提示し、事業の状況を説明できることが、より迅速かつ柔軟な対応につながると考えられます。

金融機関に相談する前に、以下の点を確認しましょう

#### 1. 手元資金を確認する

新型コロナウイルスの第2波・第3波を念頭に置くと、月商の2～3か月分の手元資金は確保したいところです。

#### 2. 資金使途を明確にする

運転資金、給与や家賃などの固定費や借入金の返済原資など当面の資金なのか、コロナ後の業績回復に向けた投資資金なのか等を明確にしましょう。

#### 3. 必要額を検討する

今後の売上の見通しから、備えとして必要な資金額、将来の返済を考慮した借入れ可能額などを検討しましょう。

### ■月次決算・経営計画・資金繰り表の3点セットで対応

金融機関への説明にあたっては、月次決算に基づく直近の試算表や資金繰り表をはじめ、返済原資を生み出す今後の事業戦略を踏まえた経営計画の3つで対応しましょう。

このような説明や資料の提示をするためには、月次決算が重要です。月次決算によって客観的な数字を把握し、影響の予測や資金繰り対策などに素早い対応がとれる体制づくりを進めましょう。



## 厚生労働省情報コーナー

### ■年金制度改正法が成立しました

年金制度改正法（年金制度の機能強化のため国民年金法等の一部を改正する法律）が5月29日、第201回通常国会において成立しました。この改正は、人手不足の進行や健康寿命の延伸、高齢者や女性の就業促進といった今後の社会・経済の変化を年金制度に反映し、長期化する高齢期の経済基盤の充実を図ることを目的としています。

主な改正内容を紹介いたします。

#### 1. 被用者保険の適用拡大（2022年10月～）

短時間労働者（週の労働時間が通常の労働者の3/4以上）を厚生年金保険、健康保険の被用者保険の適用対象とすべき事業者の企業規模要件が段階的に引き下げられます（現在は500人超→2022年10月100人超→2024年10月50人超）。

#### 2. 在職中の年金受給の在り方の見直し（2022年4月施行）

在職中の老齢厚生年金受給者65歳以上の方については、在職中であっても年金額の改定を毎年定時に行うようになります。現状、老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合は、資格喪失時（退職時・70歳到達時）に、受給権取得後の被保険者であった期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定していますが、退職を待たずに早期に年金額に反映します。

#### 3. 受給開始時期の選択枝の拡大（2022年4月施行）

現在、60歳から70歳の間となっている年金の受給開始時期の選択枝を60歳から75歳の間に拡大します。

#### 4. その他の改正

国民年金手帳から基礎年金番号通知書への切替え（2022年4月）、未婚のひとり親等を寡婦と同様に国民年金保険料の申請全額免除基準等に追加（2021年4月）、短期滞在の外国人に対する脱退一時金の支給上限年数を3年から5年に引上げ（2021年4月）などが予定されています。

## Ⅲ . 助成金や給付金に税金はかかるのか？

—— 課税の有無や計上する時期について ——

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた事業者や個人に対し、国や地方自治体から持続化給付金や雇用調整助成金、特別定額給付金など様々な助成金や給付金などが支給されています。これらの助成金等について、課税の有無や計上する時期に注意しましょう。

### ■原則として法人税が課税される

新型コロナウイルス感染症による影響に対するものだけでなく、国や地方自治体では様々な助成金や給付金（以下、助成金等）などを支給しています。

法人が受けとった助成金等（雇用調整助成金や地方自治体独自の休業協力金など）は、課税対象として雑収入に計上します。ただし、消費税は課税されません。

## ■「持続化給付金」は課税されるのか？

新型コロナウイルス感染症拡大によって大きな影響を受ける事業者に対して最大で法人200万円、個人事業者100万円が給付される「持続化給付金」は、法人・個人にかかわらず課税対象として、税務上、法人は雑収入、個人事業者は事業所得等になります。

ただし、現在の売上激減の経営環境においては、経費などの損金のほうが多いと考えられるため、影響は小さいと考えられます。

## ■個人が受け取る助成金等は課税・非課税のものがある

個人が国や地方自治体から受け取った助成金等については、助成金の支給根拠となる法令等や所得税法の規定によって非課税所得となる助成金等以外は、所得税の課税対象になります。

### 1. 「特別定額給付金」は非課税

国民1人につき10万円が給付される「特別定額給付金」は、支給の根拠となる法令等（新型コロナウイルス対応国税関係臨時特例法）の規定により非課税所得になります。

また、児童手当受給世帯に対して上乗せ支給される「子育て世帯への臨時特別給付金」も非課税になります。

### 2. 所得税が課税される助成金等

個人事業者の課税所得となる助成金等は、事業所得、一時所得、雑所得のいずれかの所得として所得税の課税対象になります。

#### ① 事業所得になるもの

例えば、持続化給付金や雇用調整助成金、小学校休業等対応助成金、東京都の感染拡大防止協力金などのように、事業者の収入が減少したことに対する補償や、支払賃金などの必要経費に算入すべき支出の補てんを目的として支給される助成金等は、事業所得に区分します。

#### ② 一時所得になるもの

すまい給付金や地域振興券などのように、臨時的に一定の所得水準以下の人に対して支給されるなど、事業に関連しないもので、一時に支給される助成金等は一時所得に区分されます。

#### ③ 雑所得になるもの

事業所得や一時所得に該当しない助成金等は雑所得に区分されます。

## ■収益計上のタイミングは支給が決定したとき

一般に政府や地方自治体から支給される助成金等の多くは、申請から支給決定、さらに実際の入金まで時間を要します。

そのため、収益を計上する時期に注意が必要です。助成金等を計上する時期は、実際に入金されたときではなく、助成金等の支給決定通知書が事業者に着したときになります。

また、支給決定と実際の入金が決算期をまたぐ場合には、期末に「未収入金」として計上します。



## 今月のブックマーク

今回のコロナ問題でテレワークが注目されました。今後も在宅勤務の流れが進む可能性もあり、インターネットが利用できる環境であれば、通勤時間の削減などのメリットも考えられます。大手企業でも導入実績のあるソフトとして、Cisco Webex Meetings があり、複数人数の会議はもちろん、ソフトウェアの画面共有や録画機能なども充実しています。

「Cisco Webex Meetings」

<https://www.webex.com/ja/video-conferencing.html>

### 持続化給付金に関するお知らせ

感染症拡大により、特に大きな影響を受ける事業者に対して、事業の継続を下支えし、再起の糧とするため、事業全般に広く使える給付金が支給されます。

- 給付額： 中小法人等は 200 万円、個人事業者等は 100 万円  
※ただし、昨年 1 年間の売上からの減少分が上限。
- 要件： 1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で 50%以上減少している事業者  
2. 2019 年以前から事業による事業収入（売上）を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者。  
3. 法人の場合は、①資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満、又は①の定めがない場合、常時使用する従業員が 2000 人以下である事業者。

※詳細は申請要領等をご確認下さい(<https://www.meti.go.jp/covid-19/jizokuka-kyufukin.html>)。

#### TFG 夏季休暇のご案内

8月12日(水)から8月14日(金)を夏季休暇とさせていただきます。

以上、詳しくはTFG共栄会事務局 岸本 TEL 06-6538-0872 FAX 06-6538-0896 迄

TFGでは経営管理システムの一環として国際基準のISOにも従来より取り組んでおり、また経営計画策定や事業承継、海外取引・進出に関する支援等についてのコンサルティング業務も、ご遠慮なくご連絡ご相談下さいませ！

TFGでは現在、時差出勤及びテレワークを限定的に実施しております。ご不便をおかけすることがあるかもしれませんが、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

起業・革新・ベンチャー支援 ... T&FG Group

TFG 検索

**TFG 税理士法人**  
**株式会社 東亜経営総研**

中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定されております

〒550-0011 大阪市西区阿波座1丁目4番4号  
野村不動産四ツ橋ビル8F  
(06) 6538-0872 (代表) FAX (06) 6538-0896  
[URL] [www.tfg.gr.jp](http://www.tfg.gr.jp) [E-mail] [info@tfg.gr.jp](mailto:info@tfg.gr.jp)

TFG ニュース 編集担当 岸本 圭祐